

1. 件名：「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の核燃料物質の管理に係る是正措置計画に係る面談」
2. 日時：平成29年3月30日（木）13時30分～14時25分
3. 場所：原子力規制庁10階打合わせスペース
4. 出席者
原子力規制庁原子力規制部
安全規制管理官（再処理・加工・使用担当）付
沖田管理官補佐、伊藤管理官補佐、塩川原子力規制専門職、本多原子力保安検査官
江田原子力保安検査官、太田安全審査官、赤澤安全審査官、堀間係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括部 部長 他9名

5. 要旨

- (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、第61回原子力規制委員会（2月15日）を踏まえて2月16日の面談で3月までに再度提出するよう求めていた核燃料物質の不適切な管理の是正措置計画について説明があった。当該計画は、核燃料サイクル工学研究所（以下「核サ研」という。）、原子力科学研究所（以下「原科研」という。）、大洗研究開発センター（以下「大洗研」という。）及び人形峠環境技術センター（以下「人形峠」という。）それぞれ策定されている。
- (2) 原子力規制庁は、以下の点について確認を行った。
 - ① 核サ研の高レベル放射性物質研究施設、プルトニウム燃料第一開発室、原科研の燃料試験施設及び人形峠の濃縮工学施設は、設備変更のための使用変更許可申請が必要なものがある。使用変更許可及び保安規定変更認可後、必要に応じて施設検査等を行う必要があるが、それら法令上必要な手続きが終了した後、どれくらいの期間で是正措置が完了するのか。
 - ② 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条非該当施設は、第41条該当施設のように保安規定がないが、どのように是正措置を実施するのか。
- (3) 原子力機構から、以下の回答があった。
 - ① 法令上必要な手続きが終了した後、1月程度で是正措置は完了する見込みである。
 - ② 第41条非該当施設については、保安規定の変更に合わせて、核サ研の所規則（放射線保安規則）を変更し、これに基づき是正措置を実施する。また、平成29年度から核燃料物質の使用計画において、使用終了後の措置を明確にする。

(4) 原子力規制庁から、以下のとおり伝えた。

- ・ 不適切な管理状態にある核燃料物質を現行の許認可のもと、貯蔵又は廃棄する作業は安全確保最優先で行いつつ、可能な限り前倒しで実施すること。
- ・ できるだけ早く使用変更許可申請をするために、法令の解釈等で不明な点等あれば行政相談すること。
- ・ 是正措置の進捗状況について、引き続き定期的に報告すること。

(5) 原子力機構より、本日の指摘も含め、これまでの指摘に基づき、是正措置を進めていく旨の発言があった。

6. その他

配付資料

- ・ 核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の管理に係る是正措置計画について
- ・ 原子力科学研究所における核燃料物質の管理に係る是正措置計画について
- ・ 大洗研究開発センターにおける核燃料物質の管理に係る是正措置計画について
- ・ 人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の管理に係る是正措置計画について